

— 北海道ハンセン病問題検証報告書の概要 —

北海道ハンセン病問題検証報告書

- 構成
1. 日本におけるハンセン病問題
 2. 北海道のハンセン病問題
 3. 道内出身の元ハンセン病患者等の証言
 4. 支援団体の取り組み
 5. 北海道としての考察
 6. 未来への提言

1 日本におけるハンセン病問題

(1) ハンセン病について

- ◆ ハンセン病は、明治6年(1873年)、ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンが発見した「らい菌」による感染症で、末梢神経や皮膚が侵されるが、感染力は極めて弱く、現在の生活ではほとんど発病せず、発病したとしても完治する病気。
- ◆ 家族間での発病が多く、古くは「不治の病」と恐れられ、長い間、「らい病」は天刑病とされるなど偏見や差別の対象となり、日本では近代においても、人権を全く無視した強制隔離政策が進められてきた。

(2) ハンセン病問題の歴史

- ◆ 明治40年、法律「癩豫防ニ関スル件」が成立し、明治42年、全国5か所の療養所(道府県の連合立)が開設され、放浪患者や貧困患者が収容隔離されることとなった。
- ◆ 昭和6年、「癩豫防法」が公布され、患者全員が隔離対象とするなど、この頃から「無らい県運動」が全国に広がり、「患者刈り」と称する強引な収容が進められた。
- ◆ 昭和18年、化学療法薬プロミンができ、その有効性が認識されて治癒する病となった。現在は、多剤併用療法で完治する疾患となった。(本道では、昭和42年の収容が最後である。)
- ◆ 昭和28年、「らい予防法」が成立したが、強制隔離政策が継続されることとなった。
- ◆ 平成8年、「らい予防法」が廃止され、「らい病」は「ハンセン病」に変更された。
- ◆ 平成13年、熊本地方裁判所において、国が長年行ってきた隔離政策を違憲判決、国が控訴を断念して初めて患者に謝罪し、国家賠償を行った。
- ◆ 平成20年、名誉の回復と福祉の増進を図るため「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立した。

2 北海道のハンセン病問題

(1) 過去の資料からみた実態

- ◆ 各療養所に入所している道内出身者は、最も古い記録が残っている大正2年では23人、入所状況を調査した昭和26年では148人、昭和40年では177人とピークとなっており、それ以降徐々に減少し、平成23年3月末では、6ヶ所の療養所に35人

となっており、平均年齢は83.2歳である。

(2) 行政等の実態

- ◆ 北海道庁の担当組織は、昭和17年、警察部から道庁内政部に移管された。
- ◆ 30年間携わった元指定医の証言では、「隔離の必要性に疑問を持ちながらも、大半の医師はやむを得ないとの認識だった」と話されている。

(3) 医療関係者からみたハンセン病

- ◆ 北海道の患者数は千葉、東京に次いで少ないものの、本州から患者が移住し、広い本道各地に居住した。本道においては、当時、交通が不便、衛生設備が不良で、早期発見・早期治療も困難な状況にあった。

(4) 国立ハンセン病療養所「松丘保養園」

- ◆ 明治42年、北海道と東北6県の連合立で第二区北部保養院が青森県に設置されたが、当時は医療機関ではなく、浮浪らい患者を見えない所に隔離収容する機関であった。
- ◆ 昭和16年、北部保養院は国立に移管となり、国立療養所松丘保養園と改称された。
- ◆ 昭和34年発行の創立50周年記念誌に、ある在園患者の感想文があり、「入所者は鉄鎖無き囚人」と表現されている。

(5) 北海道の特徴

- ◆ 患者数では、全国と比べると、明治時代から一貫して少なかったと言える。
- ◆ 東北、北海道地方のハンセン病を「北方らい」と呼称し、視力障害や四肢障害など後遺症による重症者が多いと言われており、栄養状態が劣悪、早期診断や安静療養が困難、冬季の凍傷による2次的後遺症が多いことなどが理由である。

3 道内出身の元ハンセン病患者等の証言

(1) 隔離前の生活の様子

- ◆ 父母や兄弟も感染、発症していたケースが半数で、発症時は、皮膚に斑点、手足の麻痺など自覚症状があり、受診医療機関や保健所から告知された方が多かった。

(2) 隔離時の状況

- ◆ 保健所からの勧奨により入所した方が多かったが、家周辺を警察や保健所職員が巡回し消毒を行うなど、「周囲の目を意識し入所せざるを得なくなった」、「村八分やいじめで隠れるように生活していた」との証言があった。
- ◆ 入所時に、「間仕切りもない処置室で素っ裸になれ」とか「手荷物をすべて没収され抗議すると『らいのくせに』と言われた」など、高圧的で蔑視した対応を受けたとの証言が多かった。

(3) 療養所内での生活の様子

- ◆ 居住部屋は、昭和30年代ころまでは30畳に12人など大勢が雑居するという劣悪な環境にあり、夫婦でも空きがない場合には他の夫婦と相部屋でプライバシーが無かった。
- ◆ 昭和28年の「らい予防法」施行前は、患者である入所者が重病人の看護や介護、食事の配膳、家畜の世話などの労働を低賃金で強制させられていた。

(4) 現在の思い

- ◆ 「国の責任を認めた熊本地方裁判所判決には、素直にうれしかった。」
- ◆ 「強制収容により人生を奪われてしまった人がたくさんいる。補償金では何もならない。」
- ◆ 「国や道は、患者の家族には何もしてくれない。精神的な苦しみを真剣に考えてほし

い。」

- ◆「この10年で多くの道内出身者が亡くなっている。5年でも10年でも早ければ、もっと多くの証言が得られた。」

4 支援団体の取り組み

- ◆ (財)北海道ハンセン病協会など、道内5つの支援団体についての設立趣旨や主な活動内容等を記載。

5 北海道としての考察

(1) 患者数等について

- ◆ 北海道の患者数は、全国比較では明治時代から一貫して少なかった。
- ◆ 北海道が収容措置した患者数は、明治42年から今まで523人との記録があるが、このうち、全国的にも強制隔離政策が強力に推進された昭和6年から昭和27年の22年間が多く、329人で63%を占め、本道でも国の方針を受け、療養所への隔離入所を推し進めたことが明らかである。

(2) 行政の取り組み

- ◆ 道では、他県の官民挙げてのいわゆる「患者刈り」のような動きを示す資料等は確認できていないが、当時の文献や新聞記事などから患者の一扫が最大懸案だったことが窺える。
- ◆ 担当医の証言などから、当時は行政をはじめ社会全体にハンセン病撲滅のためには絶対的隔離しかないというコンセンサスが形成されてしまったと推察される。

(3) 民間の取り組み

- ◆ 昭和25年の「(財)北海道救らい協会」の設立趣意書では、絶対的隔離という誤った政策を無批判に受け入れ、そのことが患者のために良かれとの確信に至っていることが窺える。

(4) 療養所の生活

- ◆ 旧「癩豫防法(昭和6年～28年)」施行時代は、隔離収容所の性格が濃く、医療面や生活面での療養環境は極めて劣悪で人権を無視した実態であった。

(5) 人権の侵害

- ◆ 強制隔離は、患者の人生における希望や可能性を奪い去り、同時に家族や友人、故郷との別れを強いるもので、まさに人権侵害以外の何ものでもない。
- ◆ 証言では、多くの方が強制的に断種手術を受けており、これは新たな生命を断ち切るという、決して消し去ることのできない人権侵害である。
- ◆ 90年間の隔離政策を続けてきた国はもとより、それを無批判的に受け入れ、自らも隔離政策に加担してきた北海道もその責任は免れない。
- ◆ 医学界や法曹界、教育界、マスメディアにおいても、長い間、問題として自覚せずに放置し、患者や家族の人生に被害を与え続けた。このことは北海道の将来のためにも、ハンセン病問題を過去の事案として安易に清算してはならない。

6 未来への提言

(1) 人権が最優先される社会を築くために

- ◆ 私たちは、ハンセン病問題をしっかりと検証し、これを教訓として、二度と同じ過ちを繰り返してはならない。すべての病者に対して強制隔離といった特別の措置を講じてはならない。
- ◆ 公衆衛生上、隔離せざるを得ない場合でも患者や家族の人権を最大限配慮し、科学的知見などを踏まえ、病気や障がい等に対する正しい知識や情報を広く普及していくことが大切である。

(2) ハンセン病問題を風化させないために

- ◆ ハンセン病問題を風化させず、しっかりと後世に語り継ぐため、広報誌やホームページ等の広報媒体や講演会などを通じて、わかりやすく効果的な啓発を継続して実施していくことが重要である。特に、次代を担う若者や子どもたちに対しての啓発が大切であり、学校での人権教育等で活用されるよう積極的に取り組むべきである。

(3) 元患者や家族を支えていくために

- ◆ 里帰り事業については、今後、事業に対する具体的な希望をお聞きした上で、本当に望まれる形での故郷との交流にしていく必要がある。
- ◆ 各療養所の道民会の方々との交流の中で、相談しやすい体制や雰囲気づくりを整え、入所者・家族の不安やニーズにきめ細かく対応しながら支援していくことが大切である。

(4) すべての人が共生できる社会をめざして

- ◆ 私たちは、ハンセン病患者に対する90年間の過ちを負の遺産としてしっかりと見据えて後世に残し、未来に向かって意味あるものにしていかなければならない責任を負う。
- ◆ 何よりも大切なことは、道民一人一人がこの問題の真実を知り、自分の問題として受け止め、どうして起こったのかを問い続けることであり、本検証が、そのきっかけとなり、すべての人が平等で共生できる社会をめざすために役立つことを願う。

北海道ハンセン病問題を検証する会議 委員

桂 田 博 祥	松丘保養園入所者自治会北海道民会	会長
杉 岡 直 人	北星学園大学社会福祉学部	教授 (会議座長)
藤 本 明	札幌弁護士会 札幌協和法律事務所	弁護士
平 中 忠 信	ボランティア・北海道はまなすの里	代表
後 藤 良 一	北海道保健福祉部	技監 (当時)